

男女の割合と婚姻との關係

特に夫婦年齢差を考慮したる場合の

男女の割合に就て

横田圭子年

良田圭子

一、緒言

人口増殖政策の見地からすれば適齢以後の女子が出來得る限り多數婚姻生活に在ることを必要とする。然るに現代の社會道德並に法律に於て一夫一婦制が嚴然と定まつて居り、一人の女子に對して一人の男子を必要とするので女子のみに對し結婚奨励を行つても無意味であることは言ふ迄もない。男子をも婚姻に赴かしめる如き方策を探らねばならぬが、常に一對一なることを要する故に我々は婚姻奨励策を講ずる場合人口に於ける男女の比率の割合、特に未婚乃至は無配偶の適齢後の男女人口の數的比率に就て考察することを忘つてはならない。平時に於ては男子或ひは女子の一方的都市集中の場合、又は移民人口に於ける男子過多の場合等を除き一般に全國的に觀察すれば男女の數は均衡を得てゐる如く思はれる。

婚姻形態としての一夫一婦制の最大の根據も實にこの人口に於ける男女の比率の略同數なることに存すると考へられてゐる。

例くば John Graunt ^は Bills of Mortality に於て、十七世紀のロンドンの出生に於ける男子出生數が女子出生數よりも稍多い事實より一夫一婦制が

妥當なることに就き人口増殖政策の立場から次の如く説いてゐる。「(1) 一夫多妻を禁ずる基督教はそれを認容するマホメット教等よりも自然の法即ち神の法によりよく適合する。けだし法の上で一人の男が多數の女又は妻を持つといふことは同時に自然に於ても一人の男に對し多くの女があるでなければ何の役にも立たないからである。(1)男は女よりも十三分の一超過してゐる。此の爲に女よりも多數の男が戰死、奇禍、溺死、刑死等により斃れ、又多數の男が外國、植民地に赴き、或ひは宗教上獨身生活を続けるに拘らず、婦人はそれべく一人の夫を持ち得ることになる。(2)更に男は四十年間生殖的であり、女は二十五年しかそうでなく、その結果三十五人の女に對して男は五六〇人と云ふことになるが前述の諸原因と男の晩婚の爲に總ては相殺される。(4)男女の間の差異から吾々は一夫多妻が認められてゐる所で何故閹人を造るかを知るのである。即ち閹人を造ることなしには多妻制は繁殖上無益だからである。」

又 Alexander von Oettingen ^は Die Moralstatistik in ihrer Bedeutung für eine Sozialethik に於て Süssmuth の言ふが用しつゝ人口に於ける男女の比率の相等しきことに對する神の意志を説き、次で、嚴重な一夫一婦制を緩和し一夫多妻により人口増加を圖らんとすることは統計上男女の數が相等しき事實から反対すべきであると述べてゐる。⁽⁷⁾更に彼は一夫多妻、未開野蠻なる婚姻狀態、放縱なる性慾遂行等の自然の秩序を破壊する行爲は必ずや社會道德の恐ろしき畸形狀態を豫想せしめると言つてゐる。⁽⁸⁾

Westermarck も婚姻の形態の上に多くの影響を及ぼしてゐる原因の一は疑ひもなく兩性の間の數的割合であると The History of Human Marriage に於て述べてゐる。併し彼は Graunt や Oettingen の如くに一夫一婦を絕對のものとしてはゐない。即ち「男女の割合は凡そ同數であるが故に一夫

一婦は人類の婚姻の自然的形式であると主張されてゐる。併し之は不合理の立論である。性の割合は變化するもので而も種々の民族に於て非常に異なる場合がある。或場合には同數であり、或場合には男が女よりも多く、又逆に女が男よりも多いこともある。一夫多妻の多くの原因は結婚可能の女子の過剩であり、一夫一婦の多くの原因は女子の比較的不足にある。」と述べ、世界各地に於ける多くの實例を引用して立證を試みてゐる。

男女の數の割合に於ける異常が最も著明に影響を及ぼすものとして一妻多夫がある。これこそは正しく女子の過少に原因するものであつて ⁽¹¹⁾ Wes. termarck と Ch. Latourneau は多くの實例を擧げて之を立證してゐる。

斯くの如く各種婚姻の形態を決定するものの最大なる原因是男女の數的比率であると考へられてゐるが、現代の文明諸國に於ける一夫一婦制も同様に男女の均等比率に基くものであつたにせよ、今日我々の有する社會道德の一般通念からすれば總ての性道德が一夫一婦制を基礎として築かれて居り、従つて社會秩序も之に支配され、容易に改變すべからざるもの如く思はれる。

即ち最初人口に於ける男女の均等比率が一夫一婦制を作り、次で之が社會道德として確立し、遂には逆に一夫一婦制なるが故に未婚女子人口の過剩を來す現象をも招來することは彼の前歐洲大戰時に歐洲諸國に於て見られた處である。それにも拘らず今日に於ても尙一人の男子に對する一人の女子と云ふ道德的にして、而も法律的なる事實は微動だにもしてゐない（表面に現れない多くの非合法的なる場合は論外として）。

我國でも明治以後に吸收された歐米文化と共に社會道德及び法律に一夫一婦制が導入され、一夫多妻を非道徳的なりとして排斥せんとする確固たる思想が一般人の道德感情を支配するに至つた。

一方に於て斯くの如く社會道德としての一夫一婦制に規制されつゝ他方未婚者として殘る適齡後の女子數を可及的減少せしむる爲には無方針に早婚獎勵を行ふことは屢々危険を伴ふのである。

今日の如き戰時に於ては特に此の點に注意を必要とする。何となれば、幸ひにして我國では支那事變に引續く今次大東亜戰爭に於て前歐洲大戰或ひは現在の大戰に於ける歐洲諸國程多數の戰死者を出してゐない爲に、之による男子可婚年齢者の減少は左程大なるものとは考へられないが、最も注意を要するのは可婚年齢にある男子の出征による婚姻遲延である。男子の婚姻遲延は當然女子の結婚に影響を及ぼして来る。相手の無い結婚は出来ないからである。従つて出征中の男子に相應した年齢にある適齡女子の婚姻も之等の男子の歸還迄延期されることとなるのであるが、其の場合今日の結婚獎勵策に於ける適齡と稱せられる年齢を超過する女子を相當多數に生ずべきは想像に難くない。若しも歸還兵士が其の相手として専ら適齡にある女子のみを選ぶこととなれば、之等の待期したる適齡を過ぎた女子は永久に配偶者を得られないと云ふ危險が生ずる。

即ち戰争による女子人口の數的過剩を其の原因により分類すれば直接戰死による適齡男子人口の減少の結果たる女子人口の相對的過剩と、男子の婚姻遲延に伴ふ適齡を過ぎたる或ひは過ぎんとする女子人口の結婚競争場裡よりの落伍の二者に分けられる。

あくまでも一夫一婦の原則に基いて而も此の様な女子人口の數的過剩を幾何なりとも減少せしめ、可及的多數の女子に出産可能なる境遇を與へ以て人口増殖政策の一助たらしむるには如何なる方策が必要であらうか。此の手段考究の爲には最近に於ける我國の男女の人口の割合を相互に比較し其の間に如何なる關係が存在するかを知らねばならない。而も精密には男

女の数を年齢別に比較すべきである。併し最近の人口動態を示す昭和十五

年度國勢調査の年齢別體性別人口は未發表であるし、又發表後と雖も出征

者の數を推測することは許されないから、本研究に於ては稍舊いが昭和十一年の國勢調査の資料に基いて考察し、先づ平常時に於ける状態を究め、其の結果に基いて最近の状態乃至戦後に於て起るべき状態に就き推測して見

ようと思ふ。

二、男女同年齢に就て観たる各歳別性比

先づ全國總人口に就き同年齢の男女の數を比較し各歳別に性比を觀察し

よう(茲に性比とは女子人口 100 に対する男子人口の割合を言ふ)。

第一圖實線に見る様に 50 歳に至る迄は 21 歳と 22 歳に於て極く僅か

男子が女子よりも少い(即ち性比 100 以下)ことのある他全體

を通じて性比 100 以上であり、殊に 29 歳から 47 歳迄は 105 以上で男子人口が女子に比し過剰なるが如く見える。次で

51 歳以上になると性比は急速度に低下して行くことは圖によつて見得る通りで、其の原因是生命表で知り得る如く四五歳頃

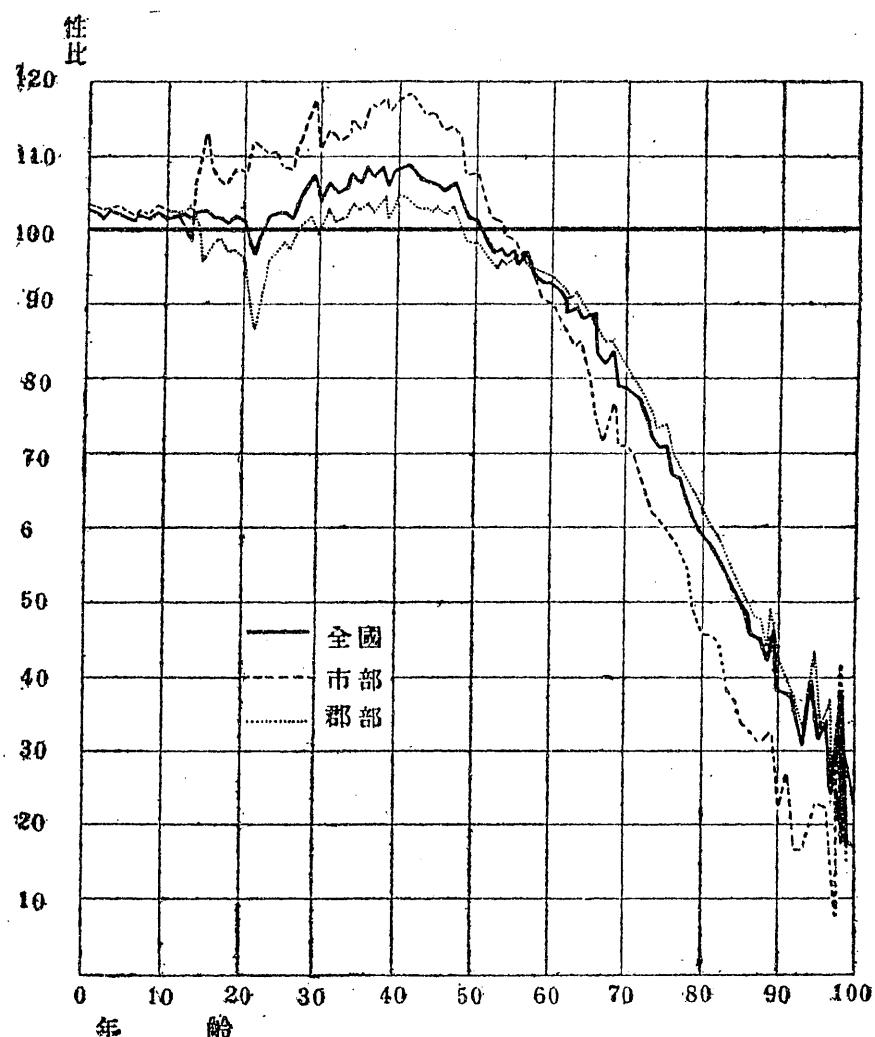
から男子の死亡率が女子に比し高率となる爲である。何れにしても此の極く粗雑な觀察のみでは直接結婚、妊娠、出産を營む

年齢階級では大體に於て男子人口が女子人口よりも多く、従つて平時に於ては女子が其の配偶者を選択するに當つて左程困難な事情が存しないかの如く考へられるのであるが、此の様な樂觀的結論が甚だ誤れるものであることを順次述べて行きたい。

第一圖に於て市部、郡部別に夫々の總人口の各歳別性比を比較してある。市部に於ては 23 歳を除く他 53 歳に至る迄何れの年齢に於ても性比 100 以上を示し、殊に 44 歳以上 50 歳迄は著しく高い値を示してゐる。

之に對し郡部は 23 歳迄は市部と等しく男子が稍多く、一五歳より 27 歳に至る迄は性比 100 以下を示し、特に二十一歳、二十二歳に於ては $86\cdot7$ 及 $90\cdot2$ で甚だ低く市部と全く對照的な曲線を畫いてゐる。此の兩者の差異は全く多數の生産年

第一圖 各歳別性比



齡にある男子人口が都部から市部に流出してゐる爲に生じたものである。

此の現象は我國特有のものであつて、歐米諸國に於ては多くは都市の性比低く、農村の性比が高く本邦と逆の關係を示してゐる。⁽¹⁵⁾

三、夫妻の婚姻年齢差を考慮に入れて

算出したる年齢別性比

男女が其の配偶を求める場合相互の年齢の差には一定の分布が見られ

る。此の年齢差の分布曲線は第二圖に示す通りであつて、モードは

略々四歳であり、平均

年齢差は初婚者では約

四歳(昭和十年三・九四

九歳)、再婚者を含む

総婚姻者では四・六歳

乃至四・八歳(昭和十年

四・六三〇歳)である。

即ち大體に於て一般に

男子は己れよりも年下

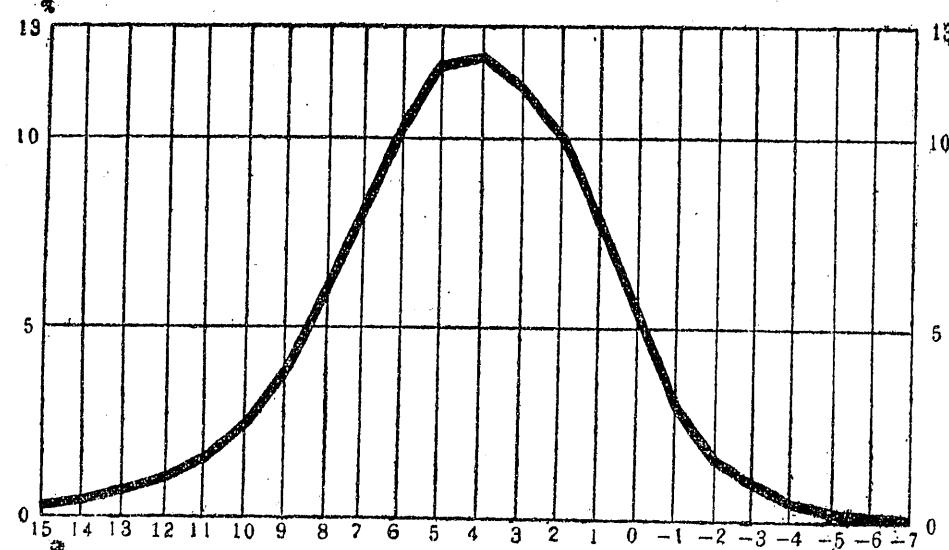
の女子を配偶に選び、

而も其の年齢差の平均

は初婚者に於ては約四

歳である。故に婚姻現

象と性比との關係を考

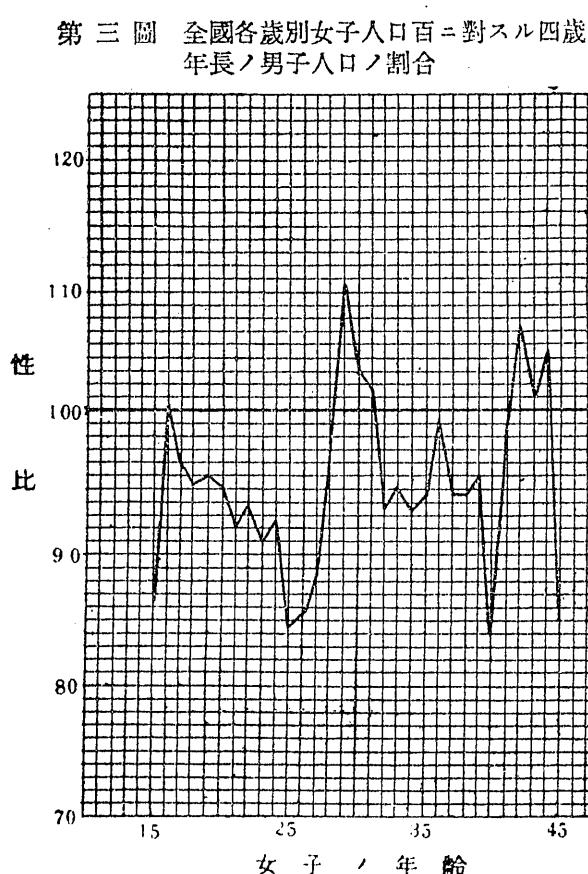


第一表 平均初婚年齢及年齢差

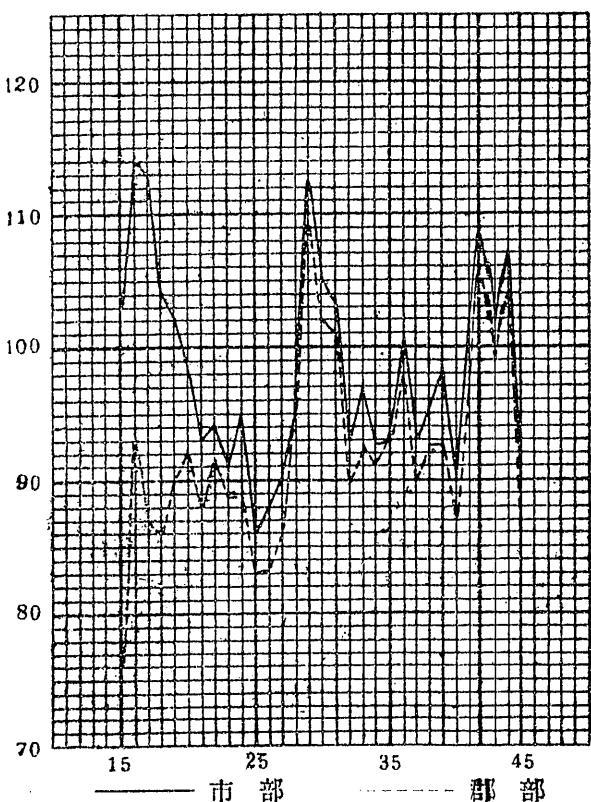
	夫		妻		年齢差
	昭和一	二	三	四	
一一〇	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・二六四	四・〇五七
一一一	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・三六四	四・一三三
一一二	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・三三四	四・一五九
一一三	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・三〇五	四・二三九
一一四	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・二九三	四・二二九
一一五	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・二九〇	四・一二九
一一六	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・五七二	四・〇四五
一一七	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・六八八	四・〇〇六
一一八	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・七五八	三・九九四
一一九	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・八六五	三・九八〇
一一〇	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九〇九	三・九七〇
一一一	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九一八	三・九六〇
一一二	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九二七	三・九五〇
一一三	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九三三	三・九四〇
一一四	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九四一	三・九三〇
一一五	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九四九	三・九二〇
一一六	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九五七	三・九一〇
一一七	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九六五	三・九〇〇
一一八	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九七三	三・八九〇
一一九	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九八一	三・八八〇
一一〇	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九八九	三・八七〇
一一一	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九六	三・八六〇
一一二	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・八五〇
一一三	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・八四〇
一一四	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・八三〇
一一五	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・八二〇
一一六	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・八一〇
一一七	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・八〇〇
一一八	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・七九〇
一一九	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・七八〇
一一〇	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・七七〇
一一一	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・七六〇
一一二	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・七五〇
一一三	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・七四〇
一一四	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・七三〇
一一五	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・七二〇
一一六	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・七一〇
一一七	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・七〇〇
一一八	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・六九〇
一一九	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・六八〇
一一〇	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・六七〇
一一一	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・六六〇
一一二	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・六五〇
一一三	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・六四〇
一一四	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・六三〇
一一五	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・六二〇
一一六	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・六一〇
一一七	三七・一三七	三三・〇七〇	二七・一八〇	二七・九九九	三・六〇七

年齢のもの同士を相互に比較して性比を算出することは現實を無視したるものであり誤つた結論を導き出さないとは言へない。即ち夫妻の年齢差を考慮に入れて性比を算出すべきであると思ふ。併し第二圖によつて見ても総ての夫婦が同年齢差を示してゐるのではなく、夫の方が著しく年長の場合もあり逆に妻の方が年長の場合もあるのであるが、茲には複雑を避けて簡単に結論を導き出す爲に總ての女子が何れも四歳年長の男子を選ぶものと假定して性比を算出して見た。

第三圖及び第四圖は一五歳以上の各年齢の女子が總て四歳年長の男子と結婚するものと假定した場合の年齢別性比を全國、市部、郡部に分つて比較したものである。何れに於ても性比一〇〇以上を示す年齢階級は非常に少く、大部分は一〇〇以下である。即ち總ての女子が四歳上の男子と結婚する時は全國に就て見ても都鄙別に見ても女子人口が男子に比し過剰となる。



第四圖 都鄙別各歳別女子人口百ニ對スル四歳年長ノ男子人口ノ割合



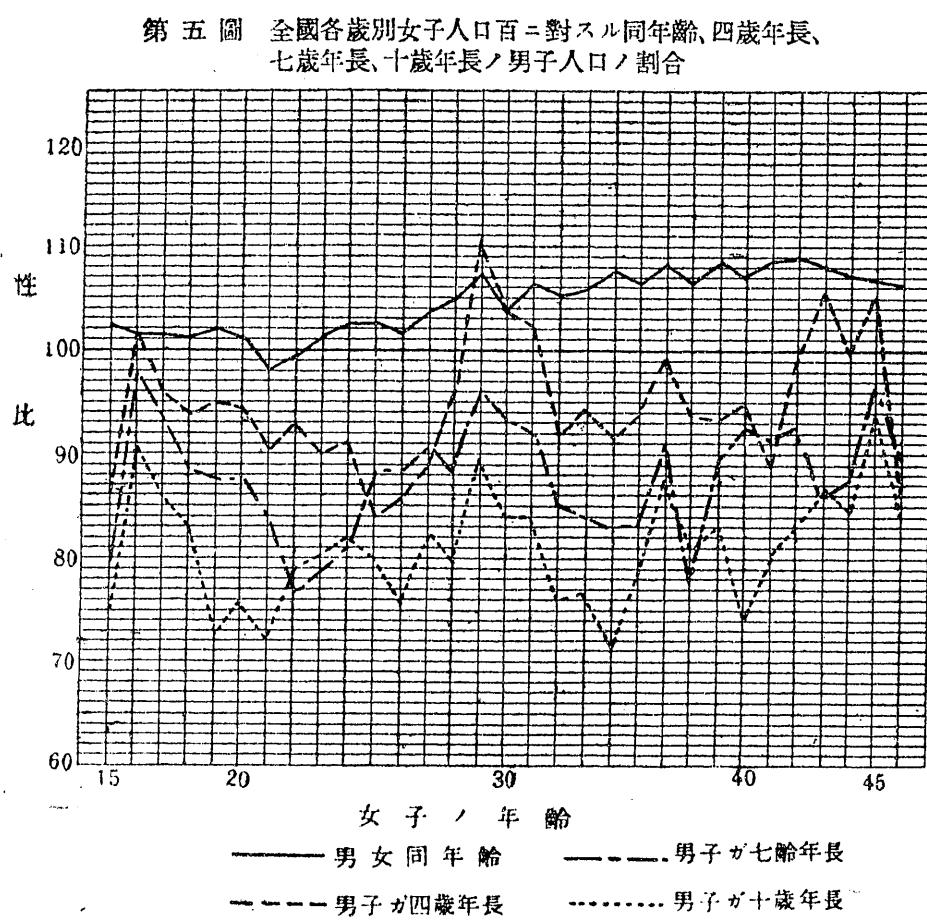
ことを知るのである。現實に於ても年齢差は四歳を中心とした曲線を書いてゐるのであるから、眞相も此の假定の場合と餘り相違がないことが推測出来る。男女同年齢の者同士に就て性比を見る時は前述の如くに全國及び都市に於ては男子人口が過剰なるが如く、農村の一部の年齢に於てのみ女子人口が過剰なる如く考へられたが、夫婦年齢差を考慮する時は何れに於ても女子人口が過剰であり、従つて昭和十年の如き平時に於ても單に男女の數の比率の點から考へた結果のみでも女子の比較的結婚難の存在が推測出来る。

男女を同年齢とした場合の性比と、男子が四歳年長とした場合の性比との差異の生ずる原因として次の二つが考へられる。(一)我國では明治大正を通じて大體に於て出生數の絶對値は年々増加してゐた。従つて或年に生れた男子數は死亡を全然考慮せずとも一般に其の四年後に生れた女子數よりも少い。(二)青年期に於ける高い死亡率の爲に或年齢に於ける人口は

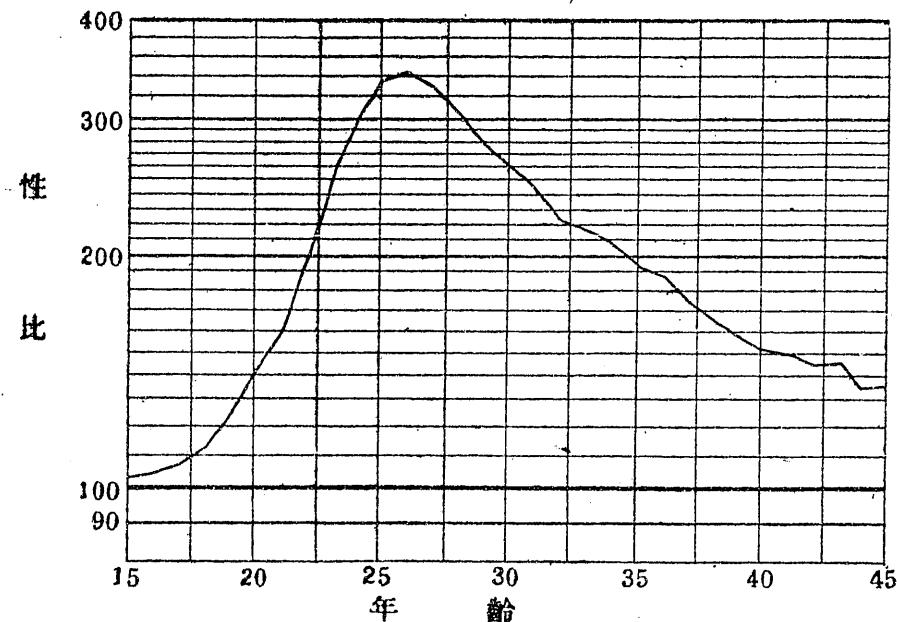
年々著しく減少する。

主として此の二つの理由の爲に、同年齢の男女を比較すれば寧ろ男子が幾分多いにも拘らず、男子が四年年長の場合には女子の方が過剰になるのである。

次に夫婦の平均年齢差が假りに更に五歳、六歳、七歳と増すならば性比は如何に變化するであらうか。前述と同様の理由により或年齢の女子



第六圖 全國未婚者年齡別性比 (半對數グラフ)



先づ全國人口の未婚者で男女同年齢のもの同士に就て性比を計算して見ると第六圖に示す如く全般的に性

人口に對する男子の數が漸減することとなるから性比も當然漸次低下して来る。第五圖は全國人口に就て男女同年齡、四歲差、七歲差、一〇歲差の夫々の場合の年齡別性比を畫いたものであるが、年齡差が開く程性比が低下することが認められる。即ち現在以上に夫婦の平均年齡差が大きくなれば益、女子の結婚の機會が少くなることを明らかに知ることが出来る。

以上は總人口に就ての觀察であるが、其の内の有配偶者人口は直接には新しい婚姻に對して關係を持つてゐないので、之を除いた無配偶人口に就て觀察しよう。但し計算の都合上茲には未婚者人口のみに就て見ることとした。之以外の死離別者を加へた無配偶人口に就ても大體同様の傾向であらうと思はれるので略すこととした。

部 比頗る高く二〇歳

男子の過剰を示したものでなかつた事が判明する。故に「五歳乃至三十歳の總ての未婚女子が夫々四歳年長の男子と結婚せんとする時は若干の女子

では一四一・四三、

二六歳では三四

五九・八七である

(普通グラフでは

三〇歳に於ても一

二・六一にも達し、

二六歳では三四

五九・八七である

(普通グラフでは

餘りに高くなるの

で此の圖では半對

數グラフを用ひて

高さを縮少して示

した)。此の様に男

女同年齢で性比が

高いのは全く男女

の婚姻年齢の差異

に基くのであつ

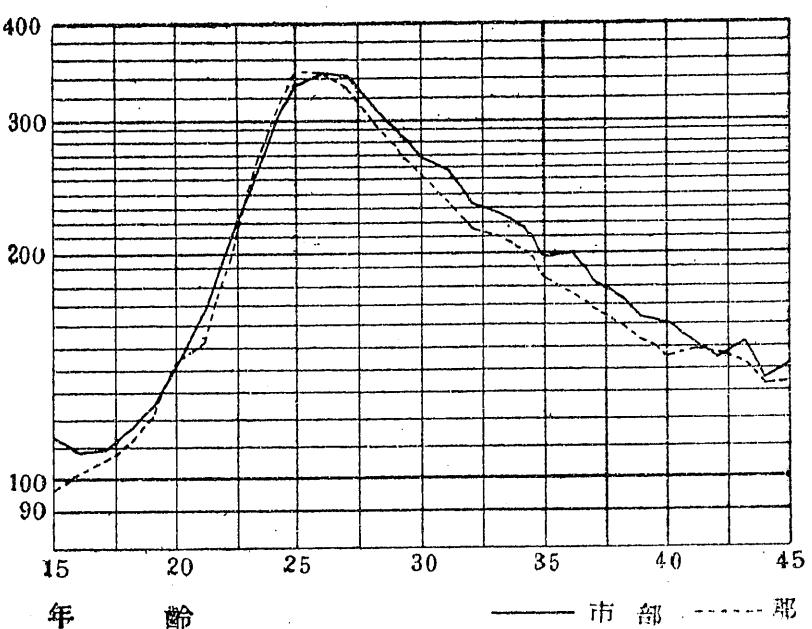
て、女子の方が男

子よりも四年前後早く結婚する爲に生じた現象である。従つて深く考へな

い時は未婚者に於ては男子人口が女子に比し著しく過剰なるが如き誤解を

生ぜしめるのである。都部別に觀察しても(第七圖)之のみでは兩者の間に

第七圖 市郡別未婚者年齢別性比 (半對數グラフ)



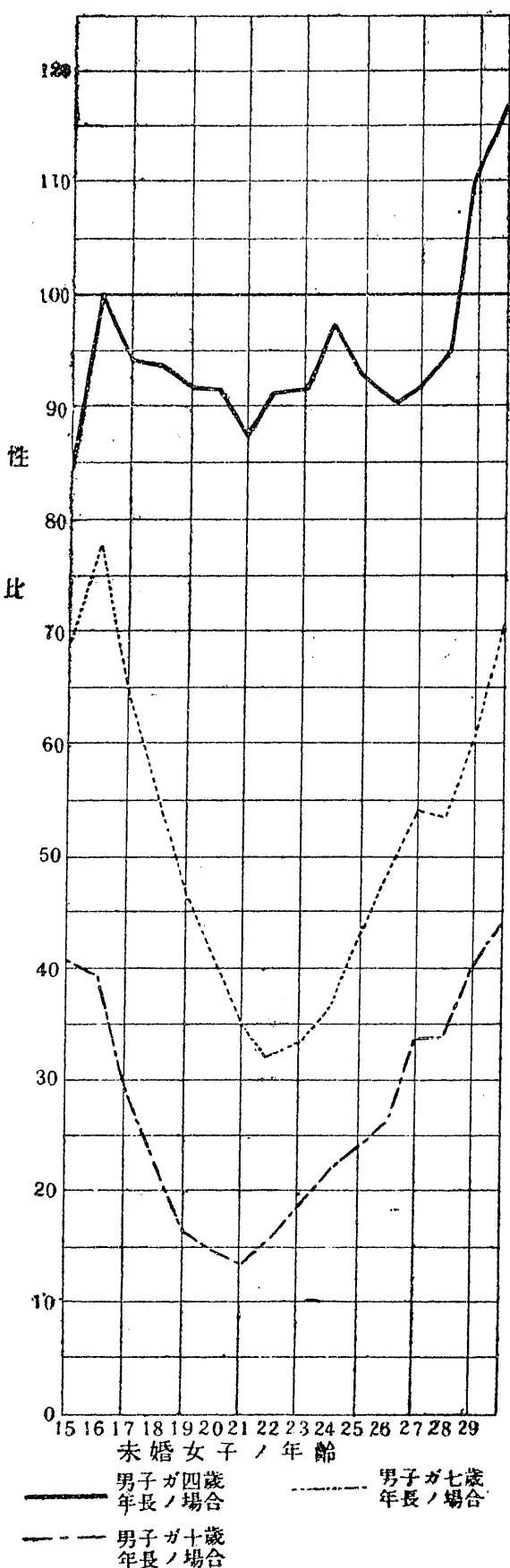
第三表 一五歳乃至三十歳の女子人口に

對する男子人口の割合

一五歳乃至三十歳の女子人口に對する男子人口の割合

全 国	市 郡	部
一〇一・九二	一〇九・七二	九六・九六
九八・五九	一〇六・二六	九三・七一
九六・九九	一〇四・二六	九二・三七
九五・二八	一〇一・九三	九一・〇六
九三・四五	九九・二四	八九・八〇
九一・二四	九六・〇〇	八八・二五
八八・九八	九二・七一	八六・六七
八七・〇八	八九・二三	八五・八〇
八五・〇〇	八五・七九	八四・六二
八二・六八	八二・二二	八三・一一
八〇・五〇	七九・〇六	八一・五七

次に一五歳以上三十歳未滿の各年齢の女子が夫々四歳年長の男子と結婚すると假定した場合の性比が第八圖の一番上の曲線である。即ち各年齢とも大部分性比一〇〇以下に低下し、前記の男女同年齢に於ける高き性比が大差を見出しづらい。

第八圖 各歳別未婚女子人口百ニ對スル
男子人口ノ割合

の男子と結婚した場合であるが、今度は女子の一定年齢階級の總人口と、之と一定の年齢差を有する男子の一定年齢階級の總人口との割合を計算して見た。例へば一五歳乃至三〇歳の女子總人口を之と四歳の差を有する一九歳乃至三四歳の男子總人口と組合せる時は性比幾何となるか、又七歳差の場合、一〇歳差の場合と云ふ様に計算したのである。第三表は男女同年齢の場合から十年差に至る迄各年齢差毎に計算したものであつて、例へば全

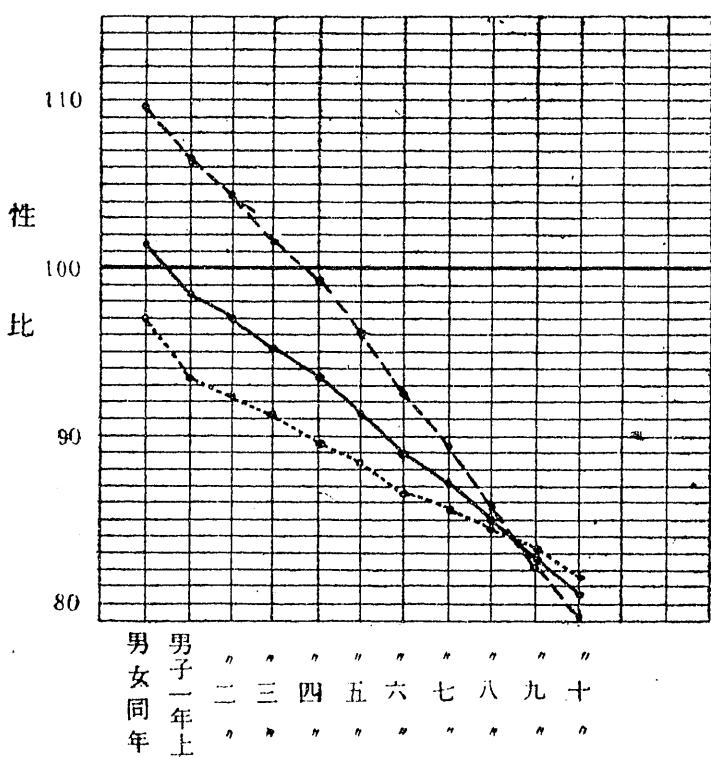
國人口に就て見るに、同年齢階級ならば性比一〇一・九二で寧ろ男子が多く見えるが、男子が一年年長の場合は九八・五九となり既に女子の相對的過剩を示し、四年差では九三・四五であつて昭和十年に於ける全國初婚者夫妻平均年齢差たる四年を基準として計算しても既に女子人口が相對的に幾分過剩であつたことが明らかに示されてゐる。年齢差を漸次大にして計

算するに従ひ性比は漸次低くなり一〇年差では八〇・五となる。第九圖に於て全國、市部、郡部別に此の傾向を比較圖示したが市部では年齢差三年以下の場合は性比一〇〇以上を示し以後急速に低下し其の傾向は最も急峻であり、郡部は同年齢階級に於て既に女子人口の方が多く従つて性比は最初から一〇〇以下である。而して其の低下の傾向は最もなだらかで全國は兩者の中間に位してゐる。

次に實際に當面の問題となる未婚者人口の性比につき同様の計算を行つて見た(第四表)。第十圖は其の結果を圖示したものであるが、全國の一五歳乃至三〇歳の未婚女子總人口に對し之と同年齢階級の男子總人口の性比は、一四五・九で未婚男子人口が女子人口よりも遙かに大なる如き錯覺を起さしめるが、年齢階級を一歳づつずらして觀察すると性比は非常に急速

第四表 一五歳乃至三〇歳の未婚女子人口に對する未婚男子人口の割合

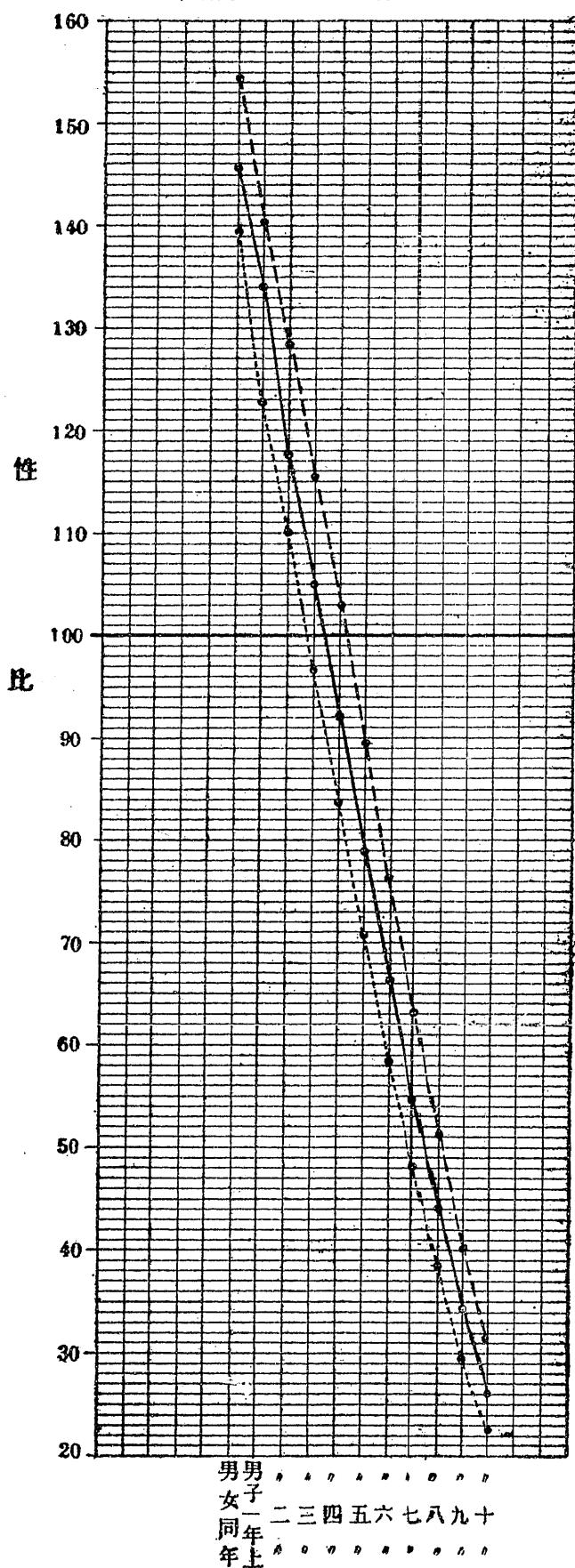
第九圖 15歳乃至30歳ノ女子人口ニ對スル男子人口ノ割合



年	一五歳乃至三〇歳の未婚女子人口に對する未婚男子人口の割合			
	全 国	市 部	郡 部	部
1910	145.90	154.53	139.27	
1915	130.43	140.35	133.83	
1920	117.86	128.46	109.76	
1925	104.97	115.94	96.59	
1930	91.98	103.02	83.69	
	78.83	89.51	70.82	
	66.34	76.47	58.74	
	54.74	63.26	47.97	
	44.04	51.33	38.33	
	34.28	40.20	29.53	
	26.23	31.06	23.27	
	21.00	26.23	18.52	
	16.25	21.06	15.75	
	12.50	17.23	11.75	
	9.50	13.23	8.50	
	7.50	10.23	6.50	
	5.50	7.23	4.50	
	4.50	5.23	3.50	
	3.50	4.23	2.50	
	2.50	3.23	1.50	
	1.50	2.23	0.50	
	0.50	1.23	0.00	

に低下し、三歳差では既に一〇四・九七となり僅かに男子多く、四歳差となれば九一・九八となり女子人口の比較的過剰を示す。年齢差七歳の場合の性比は五四・七四であるが、此の事は未婚女子が總て七歳年長の男子を夫に擇ぶ時は其の半數近くは相手を得ることが出来ないことを意味してゐる。以後年齢差を増す毎に急速に性比が低下し、十歳差では二六・二三に至る。

市部及郡部別の未婚者に就ても同様の傾向を示すが、唯市部では四歳差迄は性比一〇〇以上で、五歳差に至つて始めて一〇〇以下になるのに反し、郡部では三歳差で既に一〇〇以下となる。之は市部の方が郡部よりも結婚適齢期の未婚男子人口の割合が多いことに起因する。

第十圖 15 歳乃至 30 歳ノ未婚女子人口ニ對スル
未婚男子ノ人口ノ割合

四、男女の割合を均衡ならしむる爲の

適當なる夫婦年齢差

女子の適齡婚と其の高き婚姻率とは人口を増殖せしむる爲の必須的要件である。醫學的には女子一七、八歳に於て結婚すれば生殖に關し最も能率的であり、而も母子共に健康的なることは多くの醫學者の認むる處であるが、男子の生殖能力は年齢により著しき變化を生ぜず、又女子に見る如き更年期の現象も存せざる爲男子の婚姻年齢に關しては醫學者より特に適當な年齢を提言する者は無かつたのである。又、今日の社會情勢に於ては男子の一家を營むに必要な經濟的獨立の爲には相當の年齢に達するを要すことと、更に女子が男子よりも老い易きこと（男子より女子の方が長命であるが、容貌及び生殖能力は女子の方が早く老いる）の二つの理由の爲に

男子は或程度晩婚なるも止むを得ないと云ふ如き見解が屢々行はれてゐた。併し婚姻は全く男女間相互の間に成立する現象であつて、一方的には行はれないものである故（緒言に於て述べた如く、我國でも一夫一婦制が確立してゐる故に）男子の晩婚は必然的に女子の晩婚を伴ふのである。而も本文に於て述べた如く夫婦年齢差が大となる程女子人口に對する男子人口の割合が少となり従つて女子の婚姻に對する機會が少くなるのであるから、女子を適齡に於て結婚せしむる爲には同時に男子をも早期に結婚せしめねばならない。曾て自由主義思想華やかなりし頃、結婚は墓場なりと云ふ流行語さへ生じ特に都會の適齡女子は結婚生活に入るを嫌惡する如き氣風があつたが、今日では此の様な思想は何處にも見受けることが出來ない。年頃の娘を持つ母親は何れも皆一日も早く適當なる婿のあらんことを常に

念じ、娘も亦、結婚を目標に焦慮してゐる有様である。此の様な状況に於ては女子に對して早婚を奨励する必要は殆ど無いとさへ思はれる。即ち今後の結婚奨励策は専ら男子に對して行ふべきであり、青年男子が早く一家を營み得るやう經濟的諸政策を實施することが望ましいのである。

扱、本論に戻つて適當なる夫婦年齢差如何と云ふ問題であるが、可及的多數の女子を結婚可能ならしめる爲には全國未婚者人口に就て性比を計算した結果に基いて考察すれば平均三歳乃至四歳が望ましいこととなる。何となれば夫婦年齢差を三歳とすれば性比一〇・四・九七となり、四歳とすれば九一・九八となり、平均年齢差が三歳乃至四歳程ならば大體に於て男女の割合は均衡を得るからである。即ち昭和十年の初婚者平均年齢差三・九四九よりも更に縮めなければならぬ（一五歳乃至三十歳の女子總人口に對する男子の割合から考察すれば夫婦同年齢乃至夫が妻よりも一歳年長の場合が最も性比が均衡を得てゐるが、將來の婚姻に就て問題となるのは主として未婚者であるから茲には未婚者の觀察に基いて結論を導いた）。

茲に注意を要するのは以上の結論は殆ど平時なりし昭和十年の統計に基づるものであつて、今日の如く多數青年男子人口を兵士として送り出してゐる戰時に於ては自ら別途の考慮と対策が必要である。

戰時に於て男子を中心として結婚期を考へると、入營乃至出征前の婚姻と歸還後の婚姻の二者に分けられる。女子の適齡婚と男女の數の均衡の兩者の條件を満す爲には第一に可及的男子が入營或は出征前に結婚するを要する。然しながら實狀としては、農村に於ては入營或は出征前の婚姻も可能であらうが都市に於ては困難な事情が多い。此の様な場合は結局結婚は歸還後迄延期されることとなるが、之に伴つて當然女子の婚姻も延期されることとなる。緒論に於て既に述べた如く若しも歸還兵士が結婚に際し適

齡期の女子のみを配偶者に選擇せんとする時は待期した適齡を過ぎたる或ひは將に過ぎんとする女子群は永久に配偶者を得られないこととなるし、又他方本文に於て縷述せる如く夫婦の年齢差が聞く時は女子人口の過剰を來すこととなり、兩々相俟つて配偶を得られざる多數の女子群を生ずるのである。之は人口増殖政策に直ちに好ましからざる現象を招くことは瞭らかである。よつて之に對する方策として、歸還兵士も亦自身と餘り年齢差の大ならざる女子を配偶に選擇せられることが必要であらうと思ふ。

支那事變及び大東亜戦争を通じ、此の様な長期戦は未だ曾て我が國民の經驗せざる處であつて、從つて戦争が直接婚姻年齢や、夫婦年齢差に著しき影響を及ぼしたこととは我國には未だ存しない。然るに前歐洲大戦時の歐洲諸國に於ては著しき影響が見られた。戦後に於ては平均婚姻年齢が男女共に遅延すると共に夫婦年齢差も高まつてゐる。一九一四年より一九一八年の間に男子の婚姻年齢は二・三歳、女子は一・四歳高まり、其の結果夫婦年齢差は三・二歳から三・七歳に開いた。⁽¹⁸⁾ 之は當時の歐洲の女子人口過剰に拍車をかけたものと考へられる。戦後或者は提倡して男子は一六歳にて結婚すべし、女子は二十五歳迄結婚すべからず、然る時は生物學的に最も多數の出産を期待し得られると言つたと云ふ。

我國では之程極端なことは考へる必要はないが、少くとも今日の戰時に於ては男女の婚姻年齢差を現在以上に縮少せしめることを重要なりと思ふ。

以上を要するに、夫婦年齢差を考慮して男女の數的比率を觀察したところ、婚姻形態としての一夫一婦制の基礎の上に未婚女子人口の可及的大部分を婚姻生活に入らしむる爲には、昭和十年の如き平時に於ても平均夫婦

年齢差たる四歳を幾分縮少せしめる要があり、従つて女子の適齡婚乃至早婚を奨励する爲には同時に男子をも早期に婚姻せしむる必要がある事を知つたのである、又他方種々の事情により婚姻年齢の遅延したる男子の配偶選擇に際しては必ずしも女子の適齡婚を主張すなどば出來ないと思ふ結論に到達した。

- (1) John Graunt, natural and political Observations mentioned in a following Index, and made upon the Bills of mortality, 1676
- (2) 久留間敏道譯「グーハム『死』表に關する自然的及政治的諸觀察」一七五頁
- (3) 同書 一七八頁
- (4) 同書 一八二頁
- (5) Süssmilch, Göttliche Ordnung II. 1788, S. 24ff.
- (6) Alexander von Oettingen, Die moralstatistik in ihrer Bedeutung für eine Soziatethik 1882 S. 50
- (7) ibd. S. 51
- (8) ibd. S. 53
- (9) Westermarck, The History of Human Marriage vol. III. 1922, p. 52
- (10) ibd. vol. III. p. 158
- (11) Ch. Letourneau, The Evolution of Marriage p. 73
- (12) 一九一九年ドイツ、オーストリア、ハンガリー、イギリス、フランス、イタリーの諸國に於て一八歳乃至四五歳の男子「一〇〇〇人」に對し女子「一一〇五人」
- (13) Döring, C., Die Bevölkerungsbewegung im Weltkrieg H. III. 1920 S. 59
- (14) 此の結果として人口増殖に損失を生ずるは勿論、社會風潮上も多くの弊害すべく狀態が起る。前歐洲大戰後には最も著名であった。
- (15) Guradzeは「一八歳乃至四五歳の婦人に對し今日僅かに残された選擇は職業かProstitution」か「ない」へ論じてゐる。——南亮三郎「人口理論と人口政策」一三三頁より引用
- (16) 海軍大佐平出英夫氏は婦人公鑑七月號に於て次の如く述べて居られる。「一方
- (17) Sorokin and Zimmerman Principles of Rural-Urban Sociology, 1929
- (18) 京野正樹譯「都市と農村——其の人口交流」一一一頁
- (19) 篠田糸(第四回人口問題全國協議會報告)、米澤保(三八回日本婦人科學會總會目錄)兩氏は一七八八歳には婦人は成熟すると言ふ。松浦氏は一九歳に於て最も分娩容易なりとし、三谷氏(第一三回人口問題同攻者會合講演)は同じく一九歳の分娩最も容易にして胎兒の健康の點から見れば二三歳を最も適當としである。岩田氏(昭和十六年二月國民優生聯合研究會講演)は一八歳乃至二〇歳を初産に最も適當と考へてゐる。
- (20) 児山は本研究所出產力調査の結果を用ひて夫の婚姻年齢の出產力に及ぼす影響の輕微なることを認めた。人口問題研究第三卷第四號三五頁
- (21) 島村俊彦「人口問題研究」卷十一號
- (22) Vaerling, M., Wie ersetzt Deutschland am Schnelesten die Kriegsverluste durch Gesunden Nachwuchs? 1916 S. 22 ff. —— 鹽原三郎「人口理論と人口政策」一四〇頁より引用
- (23) 夫婦の年齢差を縮少せしめる爲には特に思想宣傳を必要とする事は勿論であるが、一般に就中男子が早婚になる程年齢差が少くなるものであるから、婚姻促進の爲の政策は間接に同時に此の目的を達し得るであらう。例へば一九三四
- (24) 年獨逸 Königsberg に於て結婚した夫婦の内結婚貸付金を給付された夫婦は少かつた。特に中產階級に於ては顯著に兩者の差異が現れ、前者の年齢差は二一・七〇歳、後者は五・〇五歳であった。——Jobst, W., Bevölkerungspolitische Auswirkungen der Ehestandsdarlehen, Archiv für Bevölkerungswisse-